

# ふるさと納税 「ワンストップ特例制度」

ワンストップ特例制度の対象となるのは、次の条件を満たす方に限られます。

- ※ 確定申告を行わない給与所得者等
- ※ 寄附をする自治体が5団体以内

## ----- 手続きの方法 -----

◆申請書の住所、氏名、寄附金額に間違いがないか確認してください。  
間違いがある場合は二重線で訂正し、訂正印を押印してください。

◆「個人番号確認の書類」「本人確認の書類」が必要です。

	「個人番号カード」 を持っている人	「通知カード」 を持っている人	「個人番号カード」 「通知カード」 のどちらもない人
個人番号 確認の書類	個人番号カードの 裏面のコピー	通知カードのコピー	個人番号が記載された 住民票のコピー
本人確認 の書類	個人番号カードの 表面のコピー	次のいずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード ・健康保険証、年金手帳など住所、氏名、生年月日が 記載された公的機関発行の書類2種類  ※写真が表示され、氏名、生年月日または住所が確認 できるようにコピーする。	

◆「申請書」「個人番号確認の書類」「本人確認の書類」計3点を下記宛先  
まで郵送してください。

〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石350番地  
身延町役場 企画政策課 企画政策担当 宛

なお、申請書類の提出期限は寄附をした翌年の1月10日必着となります。  
提出された書類は身延町で確認し、受付書を返送いたします。返送をもってワン  
ストップ特例の申請受付が完了となります。